

社会福祉法人伊佐市社会福祉協議会
障害福祉サービス事業所 重要事項説明書

当事業所は障害福祉サービスの指定を受けています。
(鹿児島県指定 第4610900120号)

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく居宅介護・重度訪問介護を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1.	事業者	1
2.	事業所の概要	2
3.	事業実施地域及び営業時間	3
4.	職員の体制	3
5.	サービスの主たる対象者	3
6.	当事業所が提供するサービスと利用料金	4～8
7.	サービスの利用に関する留意事項	8～9
8.	サービス実施の記録について	9
9.	虐待防止について	9
10.	身体拘束について	9～10
11.	秘密の保持と個人情報の保護について	10
12.	緊急時の対応方法について	10
13.	事故発生時の対応方法について	10
14.	苦情の受付について	10～11

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 伊佐市社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 鹿児島県伊佐市菱刈前目 711 番地 1
- (3) 電話番号 0995-26-4120
- (4) 代表者名 会長 野村 治男
- (5) 設立年月 平成 20 年 11 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 障害福祉サービス事業所
平成 20 年 11 月 1 日指定鹿児島県 4610900120 号
- (2) 事業の目的 支給決定を受けた障害者に対し、適正な居宅介護サービスを提供する。
- (3) 事業所の名称 社会福祉法人伊佐市社会福祉協議会 障害福祉サービス事業所
- (4) 電話番号 0995-29-5277
- (5) 事業所長（管理者）氏名 上園 卓哉
- (6) 当事業所の運営方針
 - ①事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとします。
 - ②居宅介護等の実施にあたっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるようにします。
 - ③居宅介護等の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとします。
 - ④前三項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとします。
- (7) 開設年月日 平成 20 年 11 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 伊佐市全域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金 8時30分～17時15分 (ただし、これ以外でも携帯電話による連絡が可能とする)
サービス提供時間帯	6時00分～22時00分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して居宅介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

- (1) 管理者 1名 (常勤職員)
従業者及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上 (厚生労働大臣が定めた資格を有する者2名)
 - ・ 利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画、重度訪問介護計画を(以下「居宅介護計画等」という。)を作成し、利用者等及びご家族にその内容を説明し、その計画書を交付します。
 - ・ 居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行います。
 - ・ 利用の申込みに係る調整や従業者に対する技術指導等を行います。
- (3) 訪問介護員 10名以上
 - ・ 居宅介護計画等に基づきサービスを提供します。
 - ・ サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。
- (4) 事務職員 1名 (常勤兼務)
必要な事務を行う。

5. サービスの主たる対象者について

- (1) 居宅介護
身体障害者・知的障害者・障害児(身体に障害のある児童・知的障害のある児童)・精神障害者
- (2) 重度訪問介護
重度身体障害者・障害児(身体に障害のある児童のみ)

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 居宅介護計画書とサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から居宅介護計画書を定めて、サービスを提供します。個別支援計画は、市町村が決定した支給量と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。個別支援計画は、ご契約者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、写しをご契約者に交付します。また、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

<サービスの内容>

①身体介護

- 入浴介助…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）や洗髪などを行います。
- 排泄介助…排泄の介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助…食事の介助を行います。
- 体位変換…体位の変換を行います。
- 衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。
- その他必要な身体介護を行います。

②家事援助

- 調理…ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）
- 洗濯…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）
- 掃除…ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地内の掃除は行いません。）
- 買い物…ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

- ③重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排泄・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。

(2) 従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④利用者の同居家族に対するサービス

- ⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除等）
- ⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除く）
- ⑧利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

（3）利用者負担額

介護給付費によるサービスを提供した際は、事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の1割を上限）を事業者にお支払いいただきます。

☆ サービスの利用料金は次のとおりです。

サービス内容	所要時間	介護給付費	利用者負担額 1割の場合
身体介護	30分未満	2,560	256
	30分以上1時間未満	4,040	404
	1時間以上1時間30分未満	5,870	587
	1時間30分以上2時間未満	6,690	669
家事援助	30分未満	1,060	106
	30分以上45分未満	1,530	153
	45分以上1時間未満	1,970	197
	1時間以上1時間15分未満	2,390	239
	1時間15分以上1時間30分未満	2,750	275
	1時間30分以上	3,110	311
	1時間30分以上15分増すごとに加算	350	35
重度訪問介護	1時間未満	1,860	186
	1時間以上1時間30分未満	2,770	277
	1時間30分以上2時間未満	3,690	369
	2時間以上2時間30分未満	4,610	461
	2時間30分以上3時間未満	5,530	553
	3時間以上3時間30分未満	6,440	644
	3時間30分以上4時間未満	7,360	736
	4時間以上8時間未満	8,210円に30分増すごとに850円加算	821円に30分増すごとに85円加算

	8 時間以上 12 時間未満	15,050 円に 30 分増すご とに 850 円 加算	1,505 円に 30 分増すごとに 85 円加算
	12 時間以上 16 時間未満	21,840 円に 30 分増すご とに 810 円	2,184 円に 30 分増すごとに 81 円
	16 時間以上 20 時間未満	28,340 円に 30 分増すご とに 860 円	2,834 円に 30 分増すごとに 86 円
	20 時間以上 24 時間未満	35,200 円に 30 分増すご とに 800 円	3,520 円に 30 分増すごとに 80 円

※ 夜間早朝の場合（6：00～8：00、18：00～22：00）・・・25%加算

※ 深夜の場合（22：00～6：00）・・・・・・50%加算

※ 2 人の訪問介護員により訪問を行った場合・・・2 倍

<償還払い>

事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

<利用者負担に関する月額上限>

1 ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて 4 区分の月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

区分	世帯の収入状況	1 ヶ月あたりの 負担上減額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得 1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用する ご本人の収入が 80 万以下の方	0 円
一般 1	市町村民税非課税世帯（低特割 16 万円未満）	9,300 円
一般 2	その他	37,200 円

(4) 加算について

①初回加算

過去2ヶ月に、当該事業所の利用がない場合又は新規に居宅介護計画を作成したご契約者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回の居宅介護を行った日の属する月に居宅介護を行った場合又はその他の訪問介護員等が初回もしくは初回の居宅介護を行った日の属する月に居宅介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき200単位を加算します。

②緊急時訪問介護加算

利用者又はその家族から要請される内容について、サービス提供責任者が緊急対応の必要性を判断し、居宅介護計画において計画されていない指定居宅介護等を緊急に行った場合には、利用者1人に対し、1月に2回を限度として、1回につき100単位を加算します。

③特別地域加算

別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、居宅介護を行った場合は、1回につき所定単位数の15%を加算します。

④処遇改善加算

所定単位数の処遇改善加算Ⅱ 40.2%を加算します。

⑤特定事業所加算

所定単位数の特定事業所加算Ⅱ 10.0%を加算します。

(5) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

①通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 5 km未満	<u>100円</u>
②通常の事業に実施地域を越えた地点から、片道 5 km以上 10 km未満	<u>200円</u>
③ // 以後 2 km増すごとに	<u>50円加算</u>

(6) 利用料金のお支払い方法

1ヶ月ごとに計算し、請求します。翌月の15日に農協口座又は郵便局口座から自動引落されますので、通帳のご確認をお願いいたします。もし、引落が確認できなかった場合には、職員が集金に伺います。

(7) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、居宅介護の利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に

提示し協議します。

- 利用予定日の前日までに申し出がなく当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	一回につき、一律 800 円

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員について

- ①サービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。
- ②ご契約者からの交替の申し出について、選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適切と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。
- ③事業者からの訪問介護員の交替について、事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は、ご契約者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス提供について

①定められた業務以外の禁止

ご契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令は事業者が行います。ただし、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) 個別支援計画等の変更等

個別支援計画等は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。また、サービス利用の変更・追加は、従業者の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示する等必要な調整をいたします。

(5) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかに事業所にお知らせください。また、担当訪問介護員やサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

8. サービス実施の記録について

事業所はサービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容をご確認していただきます。なお、記録用紙は複写になっておりますので、複写分は利用者のほうで保管してください。内容に間違いやご意見があれば、いつでもお申し出ください。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ② 成年後見人制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 訪問介護員等に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、訪問介護員等または援護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

虐待防止に関する相談窓口	責任者	管理者 上園卓哉
	ご利用時間	8:30~17:15
	電話番号	0995-26-4120

10. 身体拘束等について

事業者は原則として契約者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害のおそれがある場合など、契約者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、契約者に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録を行います。また事業所として、身体拘束をなくしていくための取組みを積極的に行います。

- ① 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、契約者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- ② 非代替性…身体拘束以外に、契約者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。

- ③一時性…契約者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 1. 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。

事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、継続いたします。

1 2. 緊急時の対応保方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

1 3. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処遇について記録します。

また、万一の事故に備え、損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとしします。

1 4. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 担当者 サービス提供責任者 内川花奈
責任者 管理者 上園卓哉

○受付時間 毎週月曜日～金曜日
8時30分～17時15分

申し出のあった相談や苦情について、中立の立場で解決するため地域にお住まいの方から選任された第三者委員をおいています。

堂園 孝志	0995-22-7190
園田 正	0995-22-2234

(2) 行政機関その他苦情の受付機関

伊佐市福祉事務所 障がい者支援係	所在地 伊佐市大口里 1888 番地 電話番号 0995-22-1311 F A X 0995-22-5344 受付時間 8 時 30 分～17 時 15 分 (月～金)
鹿児島県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 鹿児島市鴨池新町 10 番地 1 号 電話番号 099-286-2676 F A X 099-286-5552 受付時間 8 時 30 分～17 時 00 分 (月～金)
鹿児島県庁 障害福祉課 施設支援係	所在地 鹿児島市鴨池新町 10 番地 1 号 電話番号 099-286-2749 受付時間 8 時 30 分～17 時 15 分 (月～金)

令和 年 月 日

事業者は、ご利用者へのサービス提供開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

所在地 鹿児島県伊佐市菱刈前目 711 番地 1
事業者 社会福祉法人伊佐市社会福祉協議会
障害福祉サービス事業所
代表者 会長 野村 治男

説明者 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護サービス等の提供開始に同意しました。

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

署名代理人

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係 _____